

令和7年度 動物実験自己点検・評価報告書

健康安全研究センター所長 様

動物実験委員会委員長

東京都健康安全研究センター動物実験実施規程第29条に基づき、下記のとおり自己点検・評価いたしましたのでご報告します。

1. 機関内規程の整備状況

1) 評価結果
☒ 基本指針等に適合する機関内規程が定められている。 ☐ 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 機関内規程が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料
●東京都健康安全研究センター動物実験実施規程(以下「実施規程」という。) ●東京都健康安全研究センター動物実験実施規程施行細則(以下「施行細則」という。) ●動物実験実施基準(以下「センター基準」という。) ●東京都健康安全研究センター動物実験施設管理基準(以下「本館基準」という。) ●東京都健康安全研究センター動物実験施設管理基準（別館）(以下「別館基準」という。)

(以下は改善すべき点があれば記入する。)

3) 評価結果の判断理由
4) 改善の方針

2. 動物実験委員会の設置

1) 評価結果
☒ 基本指針等に適合する動物実験委員会が置かれている。 ☐ 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 動物実験委員会は置かれていない。
2) 自己点検の対象とした資料
●実施規程、施行細則 ●動物実験委員会委員名簿

(以下は改善すべき点があれば記入する。)

3) 評価結果の判断理由
4) 改善の方針

3. 動物実験委員会の役割

1) 評価結果

- ☒ 基本指針等及び規程に適合し、適正に機能している。
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき点がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- 実施規程、施行細則
- 動物実験承認申請書
- 動物実験承認申請書に関連し、令和8年1月14日に承認番号25－21の動物実験に立ち合いを実施。併せて、第三者機関による外部認証の結果（令和6年度）を踏まえて、動物実験施設と飼養保管状況の確認を行った。

(以下は改善すべき点があれば記入する。)

3) 評価結果の判断理由

4) 改善の方針

4. 動物実験の実施体制

1) 評価結果

- ☒ 基本指針等及び規程に適合し、動物実験の実施体制が定められている。
- ☐ 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 動物実験の実施体制が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- 実施規程、施行細則
- 動物実験承認申請書
- センター基準

(以下は改善すべき点があれば記入する。)

3) 評価結果の判断理由

4) 改善の方針

5. 動物実験の実施状況

1) 評価結果

- ☒ 基本指針等及び規程に適合し、適正に動物実験が実施されている。
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき点がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- 動物実験承認申請書、終了報告書
- 審査資料

(以下は改善すべき点があれば記入する。)

3) 評価結果の判断理由

4) 改善の方針

6. 飼養保管

1) 評価結果

- ☒ 基本指針等、飼養保管基準及び規程に適合し、適正に実施されている。
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき点がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- 実施規程、施行細則
- 本館基準、別館基準
- 実験動物管理日報、実験記録簿、飲水・落下細菌検査結果、微生物モニタリングの記録、動物入荷状態記録用紙、実験動物納品時の明細書

(以下は改善すべき点があれば記入する。)

3) 評価結果の判断理由

4) 改善の方針

7. 施設設備

1) 評価結果

- ☒ 基本指針等、飼養保管基準及び規程に適合し、適正に実施されている。
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき点がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- 実施規程、センター基準、動物入荷状態記録用紙、実験動物管理日報（空調記録、温度・湿度記録、飼育日報を含む。）、本館管理基準、別館管理基準、低濃度実験室入室記録、感染症法に基づく入室記録（別館）、許可証、納品書、実験記録、安全キャビネット定期点検記録簿
- 上記資料のほかにラボツアーを実施し①実験動物の逸走防止策の実施として、ネズミ返しの設置、飼育室の二重扉を、②事故防止として、専用針捨ての設置・ネズミ返し設置注意の掲示、安全キャビネットを、③廃棄物の適正処理として、医療廃棄ボックス・動物死体冷凍庫、床敷き廃棄処理ステーションを、それぞれ確認した。

(以下は改善すべき点があれば記入する。)

3) 評価結果の判断理由

4) 改善の方針

8. 安全管理の必要な動物実験

1) 評価結果

- ☐ 該当する動物実験は行われていない
- ☒ 基本指針等及び規程に適合し、適正に実施されている。
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき点がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- 動物実験承認申請書

(以下は改善すべき点があれば記入する。)

3) 評価結果の判断理由

4) 改善の方針

9. 教育訓練

1) 評価結果

- ☒ 基本指針、飼養保管基準及び規程に適合し、適正に実施されている。
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき点がある。

2) 自己点検の対象とした資料

センター実施の教育訓練実施記録、動物の取り扱い及び実験実技研修、教育個人記録、OJT記録、日本実験動物学会
実験動物管理者等研修会修了証

(以下は改善すべき点があれば記入する。)

3) 評価結果の判断理由

4) 改善の方針

10. 自己点検、評価、情報公開

1) 評価結果

- ☒ 基本指針等、飼養保管基準及び規程に適合し、適正に実施されている。
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき点がある。

2) 自己点検の対象とした資料

自己点検評価チェック表、自己点検評価報告書、改善事項の対応状況、対応報告書、一般財団法人日本医薬情報セン
ター（第三者検証機関）認証書

(以下は改善すべき点があれば記入する。)

3) 評価結果の判断理由

4) 改善の方針

11. 外部委託

1) 評価結果

- ☒ 該当する動物実験は行われていない。
- ☐ 基本指針等、飼養保管基準及び規程に適合し、適正に実施されている。
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき点がある。

2) 自己点検の対象とした資料

(以下は改善すべき点があれば記入する。)

3) 評価結果の判断理由

4) 改善の方針

12. その他

※ 基本指針…「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」

※ 飼養保管基準…「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」

※ 規程…「東京都健康安全研究センター動物実験実施規程」